

事務連絡
令和6年3月5日

介護サービス事業所 御中

福井県健康福祉部長寿福祉課

令和5年度介護職員処遇改善支援補助金について（その3）

日ごろから県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、介護職員を対象に、「令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施する。」とされました。

先般、厚生労働省が事業内容を分かりやすくまとめた「介護職員処遇改善支援補助金」リーフレット等を送付したところでございます。

県議会での予算承認後の令和6年3月11日頃に申請様式および交付要領について、お知らせすることを予定しております。

また、申請期限は、4月中旬頃で、以前お伝えした処遇改善加算計画書の提出期限の4月15日と合わせる予定をしております。

なお、リーフレットにも記載されておりますが、補助金対象となる要件は下記のとおりとなりますので、改めてご確認ください。

この補助金を活用した処遇改善の実施について、厚生労働省コールセンターでの問い合わせ対応が開始されておりますので、不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

1 補助金要件

- (1) 介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること
- (2) 原則として、令和6年2月分からの賃金改善を実施すること
- (3) 補助金の全額を賃金改善に充てること
- (4) 令和6年4月・5月分の補助額の3分の2以上を基本給等の引き上げに充てること

2 問い合わせ先

厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：050-3733-0222

(受付時間：9：00～18：00※土日含む)

3 質問・回答（お問い合わせからの抜粋）

Q 令和6年2・3月分は申請前だが、賃金改善を実施しないといけないのか。

A 令和6年2月分からの賃金改善が要件となります。また、2・3月分は一時金として4月以降に支払うことも可能です。

令和6年4月・5月分は、補助額の3分の2以上を基本給等の引き上に充てることが要件となります。

Q 賃金の支払い時期は、どのようにすればよいか。

A 現行の処遇改善加算等と異なる取り扱いにならないように、各事業所において、適切にご対応ください。（厚生労働省QAの間2を参照）

Q 補助金にかかる計画書は例年の処遇改善加算計画書と合わせて提出するのか。

A 別で計画書の作成・提出が必要となります。福井市から指定を受けている事業所は、補助金にかかる計画書は県に提出し、処遇改善加算計画書は福井市に提出することになります。

4 今後のスケジュール（予定）

・令和6年3月11日頃

申請様式および交付要領のお知らせ

・3月下旬頃

申請問い合わせ先および申請受付窓口の開設

※申請問い合わせ・受付について、外部委託を予定しています

※窓口開設後に改めてお知らせいたします。

・4月中旬頃（4月15日頃）

申請受付締切